

官報

号外 昭和三十七年三月十三日

○第四十回 衆議院会議録 第二十三号

昭和三十七年三月十三日(火曜日)

午後二時十分開議

議事日程 第二十号

昭和三十七年三月十三日

午後二時開議

第一 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 入場税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

石油業法案(内閣提出)の趣旨説明

及び質疑

日程第一 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 入場税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

石油は、国民経済上必要欠くべからざる基礎物資であり、今後ますますわが国のエネルギー源としての地位を高めています。このよ

うに重要な意義を有する石油につきましては、総合エネルギー政策の見地に立って安定的にして低廉な供給をはかることが国民経済上最も強く要請されることがあります。

石油をめぐる内外の経済環境は、近年著しく変わりつつありますので、今後新しい角度から考えなければならぬ面が出て参つたのであります。すな

わち、国内におきましては、石油需要は急速に増大しております、また、近く輸入の自由化が行なわれることとなつておりますので、石油設備の拡張意欲が旺盛となつております。また、海外におきましては、新油田の開発などによ

り、世界的な原油の供給過剰傾向が生じ、原油の販売競争が激しくなつてきています。

このよだな内外の情勢から、今後国民経済的に見て問題が生ずることが考えられます。たとえば、石油供給上における過当競争の問題であります。これまで申し上げましたように、国内に

おける石油設備の拡張競争と海外からの原油売り込み競争とが結びつきまして、石油製品の行き過ぎた販売競争がさらに一段と激化するものと思われま

○副議長(原健三郎君) これより会議を開きます。

石油産業につきましては、国際的な協調關係を維持しつつその健全な發展をはかるべきことは申すまでもないところ

石油をめぐる内外の経済環境は、近

年著しく変わりつつありますので、今後新しい角度から考えなければならぬ面が出て参つたのであります。すな

わち、国内におきましては、石油需要は急速に増大しております、また、近く輸入の自由化が行なわれることとなつておりますので、石油設備の拡張意欲が旺盛となつております。また、海外におきましては、新油田の開発などによ

り、世界的な原油の供給過剰傾向が生じ、原油の販売競争が激しくなつてきています。

この法律案は、以上のような考え方

をもとし、石油業の事業活動を必要

な最小限度において調整するための規

定を定めたのであります。

この法律案のおもな点につきまし

て、いわゆる業界内部の自主的な調整

のみによって解決することは困難な事

情にあります。

もちろん、自由な競争による低廉な

石油の供給は歓迎すべきことではござ

いませんが、事態をそのままに放置して

されるのみならず、国内のエネルギー

産業を始めその他の関連産業に対し悪

影響を及ぼすとともに、消費者の利益

をも害するなど、国民经济上望ましく

ない結果を招来するおそれがあると考

えられます。

政府をいたしましては、これまで貿

易・為替面の調整措置によりまして、

石油供給上の諸問題に対処して参つた

のであります。しかし、輸入の自由化によ

るに伴うため、石油精製業の事業及び

設備について許可を要することとして

確かな事業の遂行能力を有する者とし、

石油設備が石油供給計画に即応するよ

うにするため、石油精製業の事業及び

設備について許可を要することとして

確かな事業の遂行能力を有する者とし、

石油設備が石油

給計画の実施の確保をはかることとしております。

第四に、石油の価格につきましては、石油業が正常な競争を行なうことによって形成される価格を基本とする事態によります。これが不適に高騰したり下落したりする場合には、標準価格を定めて公表し、石油業が自発的にこの価格を尊重することを期待いたすこととしております。

最後に、この法律案では、各方面の学識経験者で構成する石油審議会を設け、石油供給計画の作成等の基本的な事項はもちろん、その他の事項につきましても諮問することとしており、いやしくも行き過ぎた規制が行なわれることのないようにいたしております。(拍手)

また、再検討の規定を設け、内外の石油事情その他の経済事情の推移に応じまして、緩和または廃止の方向で再検討する旨を明文をもつて定めることとしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。

石油業法案(内閣提出)の趣旨説明

に対する質疑

○副議長(原健三郎君) ただいまの趣旨の説明に対して、質疑の通告があります。これを許します。板川正吾君。

〔板川正吾君登壇〕

○板川正吾君 私は、ただいま提案されました石油業法案に関し、日本社会党を代表して、池田総理以下関係大臣に、主としてエネルギーの基本政策といふ観点から、若干の質疑をいたしました存するのであります。(拍手)

まず第一に、私は、政府はなぜ総合エネルギーの基本計画を確立しないかといふ理由を池田総理大臣に伺いたい

申上げるまでもなく、エネルギーは、すべての経済活動につながる基礎物資であり、安いエネルギーの安定的供給を確保することは、わが国の経済発展に重要な不可欠の要件であります。しかも、現在はエネルギーの革命時代といわれ、エネルギー消費構造は、石炭を中心とする固体エネルギーから、石油、ガスを中心とする液体エネルギーに変わりつつあり、また、第一次より第二次エネルギーに転換しつつあるのであります。さらにまた、近い将来、原子エネルギーの登場が予想されているのであります。従って、消費エネルギーの大半である石油行政は、た

くとも、再検討の規定を設け、内外の石油事情その他の経済事情の推移に応じまして、緩和または廃止の方向で再検討する旨を明文をもつて定めることとしております。

また、再検討の規定を設け、内外の石油事情その他の経済事情の推移に応じまして、緩和または廃止の方向で再検討する旨を明文をもつて定めることとしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。

また、再検討の規定を設け、内外の石油事情その他の経済事情の推移に応じまして、緩和または廃止の方向で再検討する旨を明文をもつて定めることとしております。

本院は、さきの第三十九回国会で、全会一致をもつて石炭危機打開に関する決議をいたしましたが、その際、政府に総合エネルギー対策をすみやかに樹立せよと要望したのであります。従つて、政府は、この本院の議決を尊重し、この際、総合エネルギーの基本計画を明らかにし、計画性あるエネルギー行政を行なうべきだと思うが、これに対する池田総理の所信を伺いたい

第一は、わが国石油消費の八五%を支配している国際石油資本の独占化を防止するため、欧米諸国のように、石油消費の一定割合を国の影響下に置くべきだと思うが、通産大臣及び経企庁長官の所見を伺いたいと存じます。今回の石油業法をめぐって国際石油の見通し、国内産と輸入の趨勢等を予測し、石油、石炭、電力、ガス、さらには、将来予想されるエネルギーの消費構造の変化、産業構造の動向、需給の理由は、石油業法は戦時統制の復活であり、自由化の方向に逆行するといふのであります。しかば、私は、一

あるか知りたいのであります。御承知のようだ。米国では、石油の輸入は厳重に制限されておりますし、フランスでは、石炭、石油、ガス、すべて国家は、政府に確固たる総合エネルギーの基本計画がないことに基因するものであります。また、イギリス、西ドイツ、イタリア等でも、それぞれ国情に応じた方法で制限または調整をいたします。政府の所得倍増計画によると、経済の発展に見合つて逐年輸入エネルギーが増加し、昭和四十五年度においては、わが国エネルギー消費の六〇%を輸入に依存し、特に石油の輸入は一億キロリットルに及び、輸入エネルギーの外貨支払いは実に総額の二〇%、二十億ドルと予想されております。国際收支の逆調が再びわが国経済の発展を阻害してきた経験にかんがみ、これら海外開拓石油の果たす役割は、外貨負担を軽減するばかりではなく、エネルギー供給の安定性を確保し、さらに、後進国との経済協力を強化するという一石三鳥の役割を果たすものでありますから、政府としてこれを援助することは当然ではないかと思います。

アラビア石油は今年の秋には年率一千五百キロリットル、わが国の現在の石油消費量の二五%に匹敵する生産量が可能となり、スマトラ石油もようやく開発が軌道に乗りつつあるといふやさ

き、もし現行のまま石油の自由化が強行されれば、精製設備も販売組織も

持たないこれら海外開発石油は国際石油資本のボイコットにあり、カルテルの軍門に下るか、原油の引き取りが中断されて破産するか、それ以外に道がないといわれて、政府はこの際、歐米諸国のごとく石油の自由化を見送るべきであります。また、どうしても自由化を强行するならば、事前に国産石油を含めた海外開発石油の買取機関を作り、その円滑な国内供給を確保する対策が必要だと思ふが、通産大臣の見解を伺いたいのであります。

第四は、国内石油資本が国際石油資本との資本提携の際の契約について、外務大臣及び公正取引委員長にお伺いいたしたいと存じます。

国際石油資本と提携している国内石油会社が、アラビア石油等の国内取引を拒否する理由は、資本提携の際の契約によつて、原油供給はその提携会社のものに限るといら制限、いわゆるひもがついているからであります。私は、そのようなひもつき契約は明らかに獨占禁止法第六条第一項が示す「事

業者は、不当な取引制限又は不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしてはならない」という禁止条項に違反し、その協定または契約は無効であると思うが、公取の見解はどうか、伺いたいの

であります。(拍手) 第五は、我が国エネルギーの安定的供給の確保という観点から、石炭政策

外国資本が、出資または融資等により我が國資本と提携することによって受けれる利益は、出資または融資元本の保証と、金利または出資配当の限界内にとどまるべきであつて、出資または融資を条件としてその経済的優越的地位を乱用し、国内企業に拘束条件付の

契約を押しつけ、それによって競争の制限が行なわれることは、明らかに公正取引委員会が不公正な取引方法として規定している告示第十一号の第七号、第八号、第十号に該当する違反行為であり、われわれとしては、かくの

ことき經濟的植民地化を断じて容認す

ることができないのであります。一

体、外務大臣は外国資本のこのよ

うに評価するか、通産大臣の所見を伺いたいのであります。

エネルギー政策の基本原則には、安

定的供給の確保と安いエネルギーの供

給といふ二つの面があげられておりま

す。もちろん私は、エネルギーの經濟

性を軽視するものではありませんが、

それにも増して供給の安定的確保とい

うことが重要であると思うのであります。なぜならば、石油の九九%を海外より輸入しなければならないわが国で

は、万が一輸入が途絶した事態を考

慮する必要があるからであります。今

日世界の石油市場を圧倒的に支配して

いる米国ですら石油の輸入を制限し、

西欧諸国が經濟性の低い国内石炭を今

なおエネルギーの基本としており、ま

た、石油業者には二カ月ないし三カ月

の貯蔵義務を課していることによつて

も、各國がいかにエネルギー供給の安

定的確保のために犠牲を払つておる

か、理解されると思うのであります。

わが国においてエネルギー供給の安

定的確保ということは、私は、国内石

炭の一定限の生産を保障して、石炭産

業を維持し、さらに国内エネルギー資

源を開発することにあると思うのであ

ります。従つて、そのために、相当な

国家財政を投することは、私は当然で

あります。たとえば、イタリアで

は、国策会社としてのエニイガ、膨大

な国家財政の援助のもとに、全イタリ

ア石油市場の三〇%を支配し、さら

に、国外開発にまで乗り出しておりま

すし、またフランスでは、サハラ油田

を追求して石炭産業を破滅に追いや

り、最近は社会的考慮からわざかにこ

の開発に八億ドル余に及ぶ国家資金を

積みとするとところであります。

さかるに、わが国は、国内エネル

ギー開発をほとんど民間企業にゆだ

ね、國家の援助はまことに微々たるものであります。今回、石油関税率の改

定によって、三十七年度の石油関税率

入は三百四十億円が予定されておりま

すが、そのうち石炭対策に使われる百

十億円を除き、残余の金額は国内エネ

ルギーの開発を主とするエネルギー対

策費に充當すべきではないかと思う

が、この際、大藏大臣の見解を伺つて

おきたいと思うのであります。

最後に、ソ連原油について政府の所

見を通産大臣に伺いたいと存じます。

ソ連原油のわが国輸入石油の中に占

める割合は、現在八%程度であるとい

われております。良質で割安なソ連原

油の輸入は、東西貿易の拡大といふ面

から大いに歓迎するところであり、他

面これが国際石油資本の独占化を牽制

し、公正な競争を確保するといふ効果

も評価しなければなりません。ソ連原

油に対して、巷間種々な悪宣伝が行な

われておりますが、政府は、さらに日

ソ貿易協定を拡大し、今後も一そく計

画的にソ連原油を輸入し、また同時

に、対ソ輸出貿易の促進をはかる必要

があると思うが、通産大臣はいかなる

見解を持つか、伺いたいのであります。

5 6 5 6
もどしをした日の属する月の翌月
以後に当該主催者から徴収すべき
入場税額があるときは、当該入場
税額から当該領取金額のうちの入
場税額に相当する額の合計金額を
控除する。
前項の場合において、同項に規
定する主催者から徴収すべき入場
税額がないときは、又は徴収すべき
入場税額から控除してなお不足額
があるときは、前項に規定する領
収金額のうちの入場税額に相当す
る金額の合計額又は当該不足額を
還付する。
第四項の規定による控除又は前
項の規定による還付を受けようと
する主催者は、政令で定めるところ
により、控除又は還付を受けよ
うとする入場税額を記載した控除
又は還付の申請書に、領取金額の
払いもどしの事実を証明する書類
として政令で定めるものを添附し
て、第八条第八項に規定する税務
署長に提出しなければならない。
第二項又は第五項の規定による
還付金につき国税通則法の規定に
よる還付加算金を計算する場合に
は、その計算の基礎となる期間は、
当該還付に係る申告書又は申請書
が次の各号のいずれに該当するか

に応じ、当該各号に掲げる期限又は
日の翌日から起算するものとする。

一 第十条第一項の規定による申
告書 当該申告書は申請書の提
出があつた日の属する月の末日
第十四条第二項中「第十二条第二
項又は第二十五条第三項」を「第十二
条」に、「徴収される」を「納付する」
に改め、同条第四項を削る。

第十五条から第十八条までを次の
ようにより改める。

第十五条から第十八条规定による申
告書 第十九条第一項第一号及び第二号
を次のように改め、同項第三号を削
る。

一 興行場等への入場者から領収
する入場料金が一日を通じ、す
べて第五条の規定の適用を受けな
い場合

二 入場料金を領収せず、かつ、
入場料金以外の給付を受けない
で入場させる場合

第十九条第一項中第四号を第三号
とし、第五号を第四号とし、同項第
六号中「に規定する文化財のみを公
開する場所に入場させる」を「の規定
の適用がある」に改め、同号を同項
第五号とし、同項中第七号を第六号
とし、同条中第十項を第十一項とし、
第六項から第九項までを一項ずつ繰

り下げ、同条第五項中「毎月使用し
た入場券」の下に「(第八条第一項又
は第二項の規定により入場税の免除
を受けた催物について使用した入場
券)」を加え、「第十条の規定による
申告書」を「第十条第一項の規定によ
る申告書又は第八条第六項の規定に
よる明細書」に改め、同項を同条第
六項とし、同条第四項の次に次の一
項を加える。

5 前条第九項及び第十項の規定は、無料入場券の用紙について準用する。この場合において、同条第九項中「第二項」とあるのは「第二十条第三項」と、「交付」とあるのは「検印」と、「入場券」とあるのは「無料入場券」と、「税務署長に返さなければ」とあるのは「税務署長の確認を受けて廃棄しなければ」と、同条第十項中「第二項」とあるのは「第二十一条第三項」と「交付」とあるのは「検印」と、「同項の規定により指定された」とあるのは「同条第二項の規定により定めた」と読み替えるものとする。
第二十条第二項中「特別入場券」の下に「無料入場券」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第二十条に次の二項を加える。

7 検印の印影の形式は、大蔵省令で定める。

第二十二条各号を次のように改める。
一 興行場等への入場者から領収する常時の入場料金が第五条の規定の適用を受ける場合

二 第九条の規定の適用がある場合

三 第十条第一項に改める。

第四条の規定の適用がある場合

五 第十三条第一号中「第十条」を「第十四条の次に次の二条を加える。」

六 第二十四条の次に次の二条を加える。

七 第二十三条第一号中「第十条」を「第十四条の次に次の二条を加える。」

八 第二十四条の次に次の二条を加える。

九 第二十四条の二 入場税の納稅地

は、興行場等ごとに当該興行場等の所在地とする。

第十条第二項中「十倍」を「三十倍」に改め、同条第三項を削る。

第十六条第一号を次のように改める。

一 第十条第一項の規定による申告書の提出を怠つた者は

第二十六条第三号中「第十九条第六項」を同条第七項に改め、「毎月使用した」を削り、「特別入場券」の下に「及び無料入場券」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第十九条第五号」を同条第四号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 第十九条第五項の規定に違反して金額を表示しない入場券(特別入場券を含む)を交付し、又は偽つた金額を表示した入場券(特別入場券を含む)を交付した者

六項」を「第十九条第七項」に改め、「特別入場券」の下に「及び無料入場券」を加え、同条第四号中「第十九条第八項」を「第十九条第九項」に、「第十九条第三項」を「第二十条第四項及び第五項」に改め、「特別入場券」の下に「若しくは無料入場券」を加え、同条第五号中「第十九条第九項」を

「第十九条第十項」に、「第二十条第三項」を「第二十条第四項及び第五項」に改め、「特別入場券」の下に「及び無料入場券」を加え、「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に、「無料入場券」を加え、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の二号を加える。

六 第二十条第二項の規定に違反して、入場者に無料入場券を交付しなかつた者は

第七号とし、同条第七項を「第十四条の次に次の二条を加える。」

八 第二十四条の二 入場税の納稅地

は、興行場等ごとに当該興行場等の所在地とする。

第十条第二項中「十倍」を「三十倍」に改め、同条第三項を削る。

第十六条第一号を次のように改め、「毎月使用した」を削り、「特別入場券」の下に「及び無料入場券」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第十九条第五号」を同条第四号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 第十九条第五項の規定に違反して金額を表示しない入場券(特別入場券を含む)を交付し、又は偽つた金額を表示した入場券(特別入場券を含む)を交付した者

六項」を「第十九条第七項」に改め、「特別入場券」の下に「及び無料入場券」を加え、「第二十条第四項及び第五項」を「第二十条第五項」に改め、「毎月使用した」を削り、「特別入場券」の下に「及び無料入場券」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第十九条第五号」を同条第四号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 第十九条第五項の規定に違反して金額を表示しない入場券(特別入場券を含む)を交付し、又は偽つた金額を表示した入場券(特別入場券を含む)を交付した者は

六項」を「第十九条第七項」に改め、「特別入場券」の下に「及び無料入場券」を加え、「第二十条第四項及び第五項」を「第二十条第五項」に改め、「特別入場券」の下に「若しくは無料入場券」を加え、同条第五号中「第十九条第九項」を

人の定めがあるものの管理人を含む。」を加え、同条に次の二項を加える。

2 法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定めがあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管

理人がその訴訟行為につき当該社団又は財團を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の

刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

3 昭和三十七年四月中に領収した入場料金に係る入場税については、同年五月一日以後においても、なお従前の例による。

4 昭和三十七年五月一日以後に入場するため使用されることが明らかな入場券を、政令で定める手続により興行場等の所在地の所轄税務署長の承認を受けて同日前に前充りするときは、その領収した入場料金は、同日に領収したものとみなす。

5 昭和三十七年四月一日前にした行為及び附則第二項の規定により従前の例によることとされる入場税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 昭和三十七年四月中に領収した入場料金に係る入場税について同月中にした行為及び附則第三項の規定により従前の例によることとされる入場税に係る同年五月一日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

7 印紙等模造取締法(昭和二十二年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「証印の印影」の下に「、入場税法第二十条第七項の規定による領収したものとみなされる入場料金を含む。以下次項及び附則第六項において同じ。」に係る入場税については、他に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

8 昭和三十七年四月一日前に領収した入場料金(入場税法第七条の規定により領収したものとみなされる入場料金を含む。以下次項及び附則第六項において同じ。)に係る入場税については、他に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

9 附則

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第一

条、第二条第一項、第四条、第五

条及び第六条に係る改正規定、第

七条第一項第二号中「第一種の場所を」「興行場等」に改める改正規

定並びに第八条第一項第一号及び

第九条に係る改正規定は、同年五

月一日から施行する。

10 附則

1 昭和三十七年一月二十三日

内閣總理大臣 池田 勇人

右
国会に提出する。

3 昭和三十七年四月一日前に領収した入場料金に係る入場税については、場税負担の軽減合理化を図るために、税率を引き下げ、新たに一律の免稅点を設けることとともに、展覧会場等の第一種の場所及びいわゆるアマチュア・スポーツを催す場所への入場に対する課税を廃止し、あわせて納稅方法を申告納稅制度に改める等税体系の整備を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

今次の税制改正の一環として、入場税に係る入場税について

は、同年五月一日以後においても、なお従前の例による。

4 昭和三十七年五月一日以後に入場するため使用されることが明らかな入場券を、政令で定める手続により興行場等の所在地の所轄税務署長の承認を受けて同日前に前充りするときは、その領収した入場料金は、同日に領収したものとみなす。

5 昭和三十七年四月一日前にした行為及び附則第二項の規定により従前の例によることとされる入場税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 昭和三十七年四月一日前にした行為及び附則第三項の規定により従前の例によることとされる入場税に係る同年五月一日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

7 印紙等模造取締法(昭和二十二年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「百分ノ二十」を「百分ノ十」に改める。

8 昭和三十七年一月二十三日

内閣總理大臣 池田 勇人

右
国会に提出する。

9 附則

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 附則

内閣總理大臣 池田 勇人

右
国会に提出する。

3 附則

内閣總理大臣 池田 勇人

右
国会に提出する。

4 附則

内閣總理大臣 池田 勇人

右
国会に提出する。

5 附則

内閣總理大臣 池田 勇人

付前項ノ規定ノ適用アル場合ニ於テハ其ノ代表者又ハ管理人ガ其ノ訴訟行為ニ付其ノ社團又ハ財團ヲ代表スルノ外法人ヲ被告人又ハ被疑者トスル場合ノ刑事訴訟ニ關スル法律ノ規定ヲ準用ス。

附則第四項中「百分ノ二十」を「百分ノ十」に、「百二十分ノ二十」を「百分ノ十」に改める。

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

改正後の通行税法第一条及び附則第四項の規定は、昭和三十七年四月一日以後に領收する旅客運賃等（同条に規定する旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金又は寝台料金をいう。以下同じ。）に係る通行税については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる通行税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○副議長（原健三郎君） 委員長の報告を求めます。大蔵委員長小川平二君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○小川平二君登壇

小川平二君登壇

○小川平二君登壇

した入場税法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申しあげます。

まず、入場税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案のおもな改正は、次の通りであります。

第一は、税率の軽減であります。現行税率は入場料金により一〇%から三〇%まで三段階に分かれておりますが、これをすべて一律一〇%に改めようとするものであります。

次に、現在臨時開催の催しもの等の特定の場合に限り、二十円または二十円の免稅点が認められておりますが、これを廃止して、すべての催しものに對して、一律三十円の免稅点を設けようとするものであります。

次に、現在の旅行目録その他の諸般の状勢にかんがみ、政府において近い将来にこれが存続していくものであります。

以上の通りで、修正案並びに修正部分を除く原案についてそれぞれ採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもつて可決され、本案は修正議決いたしました。

なお、本案に対しましては、全会一致をもつて附帯決議を付すべきものと定めました。

〔参考〕

入場税法の一部を改正する法律案に対する修正案（委員会修正）

第五条の改正規定に次の二項を加える。

2 前項の規定に該当する場合のか、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する小学校その他政令で定める学校の教員の引率により、当該学校における教育に資するため、当該学校の生徒、児童又は幼児を興行場等に入場させる場合において、入場料金が一人一回の入場について五十円以下であるときは、入場税を課さない。

第六条の改正規定中「前条」を「前条第一項」に、「規定する金額を」と「規定する金額（前条第二項）に規定する場合に該当するときは、同項に規定する金額。以下この条において同じ。」をこえ」に改める。

別表の改正に關する部分を削る。

附則第一項ただし書き削る。

附則第二項中「昭和三十七年四月一日」を「この法律の施行」に改め、「以下次項及び附則第六項において同じ。」を削り、「他に別段の定め」に改める。

附則第三項を次のように改める。

この法律の施行後に入場するた
めに使用される入場券をこの法律

の施行前に前売りしている場合に

おいて、当該前売りに係る入場料金

に対してこの法律による改正前の
入場税法（以下「旧法」という。）

の規定により課された、又は課さ
るべき入場税額に相当する金額

と当該入場料金に対してこの法律
による改正後の入場税法（以下「新
法」という。）の規定を適用したと
きの入場税額に相当する金額との
差額を払いもどしたときは、当該
払いもどしが旧法第十三条の規定
に該当するときを除き、当該払い
もどしを新法第十三条第一項の払
いもどしと、当該払いもどしに係
る金額を同項の規定による控除を
受けるべき金額とみなして、新法
の規定を適用する。

附則第四項を削り、附則第五項中
「昭和三十七年四月一日」を「この法
律の施行」に、「附則第二項」を「こ
の附則」に、「同日以後」を「この法
律の施行後」に改め、同項を附則第
四項とし、附則第六項を削り、附則
第七項を附則第五項とする。

本修正による減収見込みは、約七
億円である。

○副議長(原健三郎君) 両案を一括し
て採決いたします。

日程第一の委員長の報告は修正、第
三の委員長の報告は可決であります。

両案は委員長報告の通り決するに御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと
認めます。よって、両案は委員長報告
の通り決しました。

○副議長(原健三郎君) 本日は、これ
にて散会いたします。

午後二時五十四分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 池田 勇人君

外務大臣 小坂善太郎君

大蔵大臣 水田三喜男君

通商産業大臣 佐藤 榮作君

建設大臣 中村 梅吉君

国務大臣 藤山愛一郎君

法務局長官 林 修三君

公正取引委員会委員長 佐藤 基君

鉱山局長 川出 千速君

出席政府委員

農林水産委員会委員長 浅沼 享子君

通商産業省 井伊 誠一君

建設委員会委員長 片山 哲君

文教委員会委員長 永井勝次郎君

通信委員会委員長 中澤 茂一君

予算委員会委員長 受田 新吉君

上林山榮吉君 児玉 未男君

北澤 直吉君 前田 正男君

内閣委員

(常任委員辞任)

一、去る九日、議長において、次の常
任委員の辞任を許可した。

内閣委員

小川 半次君 大森 玉木君

加藤常太郎君 前田 正男君

細田 吉藏君 井村 重雄君

柳田 秀一君 井村 重雄君

佐々木義武君 田澤 吉郎君

細田 吉藏君 楠崎弥之助君

和田 博雄君 横山 利秋君

片山 哲君 西尾 末廣君

大久保武雄君 植熊 三郎君

井村 重雄君 田澤 吉郎君

横山 利秋君 和田 博雄君

西尾 末廣君 片山 哲君

大久保武雄君 植熊 三郎君

井村 重雄君 田澤 吉郎君

横山 利秋君 和田 博雄君

西尾 末廣君 片山 哲君

大久保武雄君 植熊 三郎君

井伊 誠一君 田澤 吉郎君

横山 利秋君 和田 博雄君

西尾 末廣君 片山 哲君

大久保武雄君 植熊 三郎君

井伊 誠一君 田澤 吉郎君

横山 利秋君 和田 博雄君

西尾 末廣君 片山 哲君

大久保武雄君 植熊 三郎君

井伊 誠一君 田澤 吉郎君

横山 利秋君 和田 博雄君

西尾 末廣君 片山 哲君

(常任委員補欠選任)

一、去る九日、議長から提出した議案が
内閣委員の補欠を指名した。

内閣委員

小川 半次君 大森 玉木君

加藤常太郎君 前田 正男君

細田 吉藏君 井村 重雄君

柳田 秀一君 井村 重雄君

佐々木義武君 田澤 吉郎君

細田 吉藏君 楠崎弥之助君

和田 博雄君 横山 利秋君

片山 哲君 西尾 末廣君

大久保武雄君 植熊 三郎君

井村 重雄君 田澤 吉郎君

横山 利秋君 和田 博雄君

西尾 末廣君 片山 哲君

大久保武雄君 植熊 三郎君

井伊 誠一君 田澤 吉郎君

横山 利秋君 和田 博雄君

西尾 末廣君 片山 哲君

大久保武雄君 植熊 三郎君

井伊 誠一君 田澤 吉郎君

横山 利秋君 和田 博雄君

西尾 末廣君 片山 哲君

大久保武雄君 植熊 三郎君

井伊 誠一君 田澤 吉郎君

横山 利秋君 和田 博雄君

西尾 末廣君 片山 哲君

大久保武雄君 植熊 三郎君

井伊 誠一君 田澤 吉郎君

横山 利秋君 和田 博雄君

西尾 末廣君 片山 哲君

(議案提出)

一、去る九日議員から提出した議案が
内閣提出第一一二四号)

炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時
措置法案(勝間田清一君外二名提出)

一、昨十二日内閣から提出した議案は
地方自治法の一部を改正する法律案
(議案要領)

地方自治法の一部を改正する法律案
(議案要領)

一、昨十二日、予備審査のため内閣が
送付された次の議案を受領した。

外国人等の国際運輸業に係る所得に
対する相互主義による所得税等の非
課税に関する法律案

道路運送車両法等の一部を改正する
法律案

一、去る九日委員会に付託された議案
は次の通りである。

鉱山保安法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一一二四号)

石炭対策特別委員会付託

一、去る十日委員会に付託された議案
は次の通りである。

石炭対策特別委員会付託

一、去る九日委員会に付託された議案
は次の通りである。

自転車競技法等を廃止する法律案
(田中武夫君外十一名提出、衆法第
一七号)

競輪等の廃止に伴う特別措置に関する
法律案(田中武夫君外十一名提出、
衆法第一八号)

以上二件 商工委員会付託

一、昨十二日委員会に付託された議案は次の通りである。
 地方自治法の一部を改正する法律
 案(内閣提出第一二七号)
 地方行政委員会 付託
 石炭鉱業安定法案(勝間田清一君外二名提出、衆法第一九号)
 嵩鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法案(勝間田清一君外二名提出、衆法第一〇号)
 以上二件 石炭対策特別委員会 付託

一、昨十二日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。
 外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律案(内閣提出第一八号)(予) 大蔵委員会 付託
 道路運送車両法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二九号)(予) 陸運委員会 付託
 (議案送付)

一、去る九日参議院に送付した内閣提出の議案は次の通りである。
 自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二九号)(予) 陸運委員会 付託
 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
 一 議案の要旨及び目的
 本案は、国土保全の見地から砂防事業及び地すべり防止事業を強化し推進するため、河川局に砂防部を設置するとともに、最近における宅地問題の重要性にかんがみ、本省の附屬機関として宅地制度審議会を設置し、また直轄事業の事業量の増大に対処するため、地方建設局の用地事務機構を整備する等建設省の機構及び定員について所要の改正を行なうとする森林法の一部を改正する法律案

もので、その要旨は次の通りである。
 简易保険郵便年金福利事業団法案
 医療金融公庫法の一部を改正する法律案
 一、去る十日、予備審査のため次の本院議員提案を参議院に送付した。
 自転車競技法等を廃止する法律案(田中武夫君外十一名提出)
 競輪等の廃止に伴う特別措置に関する法律案(田中武夫君外十一名提出)
 一、昨十二日、予備審査のため次の本院議員提案を参議院に送付した。
 石炭鉱業安定法案(勝間田清一君外二名提出)
 嵩鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法案(勝間田清一君外二名提出、衆法第一〇号)
 以上二件 石炭対策特別委員会 付託

1. 河川局に砂防部を設置して、同局の所掌事務のうち、砂防事業の実施、助成その他砂防法の施行に関する事務、地すべり防止事業の実施、助成その他地すべり等防止法の施行に関する事務等を所掌させるものとすること。
 2. 建設大臣の諮問に応じて宅地制度に関する重要事項を調査審議させるため、昭和三十九年三月三十一日までの二年間に限り、本省の附屬機関として宅地制度審議会を設置すること。
 3. 東北地方建設局及び九州地方建設局に用地部を設置すること。
 4. 定員を四千五百九十人(定員外職員の定員化四千七百九十一人、減員二百一人)増員して、三万五千七百二十人に改めること。
 二 議案の可決理由
 本案は、建設行政の効率的運営を図るために、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと認決した次第である。
 三 本案施行に要する経費
 本案施行に要する経費として、約三十万円が昭和三十七年度一般会計歳出予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十七年三月九日
内閣委員長 中島 茂喜
衆議院議長 清瀬一郎殿

三 本修正の結果必要とする経費
本修正の結果、約七億円の減収となる。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨
天野大蔵政務次官より本修正に對して「にわかに賛成しがたい。」旨の意見が述べられた。

1. 入場料金により一〇%から二〇%まで三段階に分かれている現行税率を一律一〇%に改めること。
 2. 現行二十円又は三十円の免稅点を廃止し、すべての催物に対して一律三十円の免稅点を設けること。
 3. 博覧会場等に対する課税を廃止するとともに、その他の間接税に準じて規定の整備を行なうこと。
 4. 第四条から第六条までを次のよう改める。
 (小字及び一は修正)
 第四条 入場税は、入場料金を課税標準とし、入場料金の百分の十の税率により課する。
 [別紙]
 5. 入場料金が一人一回の入場について三十円以下であるときは、入場税を課さない。
 6. 第五条 入場料金が一人一回の入場について三十円以下であるときは、入場税を課さない。

2. 前項の規定に該当する場合のほか、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条(学校的範囲)に規定する小学校その他の命令で定める学校の教員の引率により、当該学校における教育に資するため、当該学校の生徒、児童又は幼兒を興行場等に入場させる場合において、入場料金が一人一回の入場について五十円以下であるときは、入場税を課さない。

昭和三十七年三月二十二日 衆議院会議録第一二三号 議案に關する報告書

(税額算定の特例)

第六条 経営者等が興行場等への入

場者から領収した一人一回の入場

についての金額が、前条〇第一項

する金額〇(前条第二項に規定する金額〇をこえ)当該金額とこ

する金額〇をこえ)当該金額とこ

他の法律による場合を除き、なお従前の例による。

この法律の施行後に入場するため、使用される入場税に係る同年五月一日以後にした行為に対する罰則の適用については、なほ従前の例による。

法(以下「旧法」という)の規定により課された、又は課されるべき入場税額に相当する金額と当該入場料金に対してこの法律による改正後の入場税法(以下「新法」という)の規定を適用したときの入場税額に相当する金額との差額を払いもどしたときは、当該払いもどしが旧法第十三条の規定に該当するときを除き、当該払いもどしを新法第十三条第一項の規定による差額を免除するべき金額とみなして、新法の規定を適用する。

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第一条、第二条第一項、第四条、第五条及び第六条に係る改正規定、第七条第一項第一号中「第一種の場所」を「興行場等」に改める改正規定並びに第八条第一項第一号及び第九条に係る改正規定は、同年五月一日から施行する。

2 昭和三十七年四月一日前に領収した入場料金(入場税法第七条の規定により領収したものとみなす。)に係る入場料金を含む。(以下次項及び附則第六項において同じ。)に係る入場税については、他に別段の規定により領収したものとみなされる入場料金を含む。(以下次項及び附則第六項において同じ。)に係る入場税については、他に別段の規定により初年度約二十五億円の減収を見込んでいた。

3 昭和三十七年四月中に領収した入場料金に係る入場税について同

月中にした行為及び附則第三項の

規定により従前の例によることと

される入場税に係る同年五月一日以後にした行為に対する罰則の適用については、なほ従前の例による。

二 議案の可決理由

本案は、昭和三十七年度の税制改正の一環として、妥当なものと認め、別紙の通り附帯決議を附して、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十七年三月九日

大蔵委員長 小川 平一

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

通行税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

1 通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の要旨及び目的
國鉄の一等(汽船を除く)及び汽船の特等並びに航空機の乗客の支払う運賃等に対する税率を現行の(法律の施行後)同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なほ従前の例による。

2 なお、この改正により初年度約二十五億円の減収を見込んでいた。

3 定価 一部十五円
(粗良質紙は二十円)
発行所
東京都新宿区市谷本村一五
大藏省印刷局
電話九段三二一
音報